

平成23年生駒市議会（第4回）定例会議案

平成23年6月9日

生 駒 市

平成 23 年生駒市議会（第 4 回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第 1 号	平成 22 年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書	1～2
報告第 2 号	平成 22 年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書	3
報告第 3 号	平成 22 年度生駒市水道事業会計継続費繰越計算書	4
報告第 4 号	平成 22 年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書	5
報告第 5 号	平成 22 年度生駒市病院事業会計継続費繰越計算書	6
議案第 36 号	平成 23 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 回）	7～10
議案第 37 号	平成 23 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）	11～13
議案第 38 号	生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14～15
議案第 39 号	生駒市病院事業推進委員会委員の任命について	16

平成 22 年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		財源		
						国県支出金	地方債	特定財源		その他
民生費	社会福祉費	介護保険円滑導入事業	41,812,000	41,812,000		41,812,000				
	児童福祉費	子どもサポーターセンター事業	809,000	809,000		768,000			41,000	
		市立保育所施設整備事業	10,400,000	10,400,000					10,400,000	
衛生費	保健衛生費	母子保健事業	1,073,000	1,073,000		1,019,000			54,000	
	清掃費	ごみ減量化対策事業	4,156,000	4,155,900					4,155,900	
		道路橋梁維持補修事業	26,000,000	26,000,000		14,300,000	11,600,000		100,000	
土木費	道路橋梁及び河川費	北田原南北線改良事業	46,700,000	23,293,115		15,542,201			7,750,914	
		道路新設改良事業	37,200,000	25,516,500		11,768,625			13,747,875	
	都市計画費	谷田大路線街路整備事業	14,000,000	14,000,000			12,600,000		1,400,000	
松ヶ丘通り線街路整備事業		110,000,000	77,564,340			69,800,000		7,764,340		
		公園整備事業	34,000,000	26,000,000		11,363,250	10,200,000		4,436,750	

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						未収入		特定財源			その他
						国県支出金	地方債	地方債	その他		
教育費	小学校費	小学校施設整備事業	422,313,000	422,313,000		218,290,000	195,800,000			8,223,000	
	中学校費	中学校教育振興事業	4,000,000	4,000,000		3,802,000				198,000	
	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	6,766,000	4,000,000						4,000,000	
	社会教育費	中央公民館施設整備事業	60,471,000	60,248,100		33,402,000				26,846,100	

平成23年6月9日提出

生駒市長 山下 真

平成22年度生駒市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入 国県支出金	特定財 地方債	財源 その他		
下水道費	下水道費	下水道管渠維持補修事業	5,000,000	5,000,000						5,000,000
		公共下水道管渠整備事業	400,000,000	310,000,000			108,700,000	201,200,000		100,000

平成23年6月9日提出

生駒市長 山下 真

平成22年度 生駒市水道事業会計継続費繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	継続費の総額	平成22年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				損益勘定留保資金	繰越額	
資本的支出	建設改良費	山崎浄水場ろ過設備改良工事	円 1,125,000,000	円 562,500,000	円 492,185,700	円 1,054,685,700	円 709,800,000	円 344,885,700	円 210,000,000	円 210,000,000	円 0	

平成23年6月9日提出

生駒市長 山下 真

平成22年度 生駒市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						納付金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	新設改良工事	457,364,000	124,261,022	150,506,000	30,599,000	119,907,000	182,596,978	円	関連工事等の進捗に合わせため

平成23年6月9日提出

生駒市長 山下 真

平成22年度 生駒市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成22年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度 繰越繰越額	翌年度繰越 繰越額に係る 繰越額の内訳		翌年度繰越 繰越額に係る 繰越額を要する たな卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度 繰越繰越額	計				一般会計から の長期借入金	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	病院施設 実施設計 及び工事 監理業務	円 203,700,000	円 1,500,000	円 0	円 1,500,000	円 0	円 1,500,000	円 1,500,000	円 0	円 0	

平成23年6月9日提出

生駒市長 山下 真

平成 23 年度生駒市一般会計補正予算（第 1 回）

平成 23 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 1, 4 8 4 千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 2, 8 7 9, 4 8 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 6 月 9 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 諸収入		856,951	121,484	978,435
	3 貸付金元利収入	57,892	28,000	85,892
	5 公営企業貸付金元利収入	0	93,484	93,484
歳 入 合 計		32,758,000	121,484	32,879,484

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,715,121	28,194	3,743,315
	1 総務管理費	2,817,086	28,194	2,845,280
4 衛生費		3,459,705	93,290	3,552,995
	1 保健衛生費	1,387,950	93,290	1,481,240
歳 出 合 計		32,758,000	121,484	32,879,484

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 20 諸収入

(項) 3 貸付金元利収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 国民健康保険特別会計貸付金元利収入	0	28,000	28,000	1 国民健康保険特別会計貸付金元利収入	28,000		
計	57,892	28,000	85,892				

[単位 千円]

(款) 20 諸収入

(項) 5 公営企業貸付金元利収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 病院事業会計貸付金元利収入	0	93,484	93,484	1 病院事業会計貸付金元利収入	93,484	病院事業会計短期貸付金元利収入	
計	0	93,484	93,484				

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	特 定 財 源				
					地方債	その 他			
13 防災費	18,385	28,194	46,579			28,194	11 需用費	17,692	消耗品費
計	2,817,086	28,194	2,845,280			28,194	18 備品購入費	10,502	防災用備品

[単位 千円]

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	特 定 財 源				
					地方債	その 他			
1 保健衛生総務費	431,563	93,290	524,853		93,290 (諸)		21 貸付金	93,290	病院事業会計短期貸付金
計	1,387,950	93,290	1,481,240		93,290				

[単位 千円]

議案第 37 号

平成 23 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 23 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 28,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,787,986 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 6 月 9 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰越金		1	28,000	28,001
	1 繰越金	1	28,000	28,001
歳 入 合 計		10,759,986	28,000	10,787,986

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 諸支出金		25,964	28,000	53,964
	1 償還金及び還付加算金	24,864	28,000	52,864
歳 出 合 計		10,759,986	28,000	10,787,986

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 10 繰越金

(項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	金額	
1 繰越金	1	28,000	28,001	1 繰越金	28,000	前年度繰越金
計	1	28,000	28,001			

歳出

(款) 11 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	金額	説明
				特 定 財 源	財源				
					国県支出金	地方債			
4 一般会計償還金	0	28,000	28,000		28,000	一般財源	28,000	一般会計償還元金 一般会計償還利子	
計	24,864	28,000	52,864		28,000				

議案第 38 号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を提出する。

平成 23 年 6 月 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年 12 月生駒市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「処分しやすいように」を「市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）に収納するものとする。ただし、指定袋によらない場合にあつては、処分しやすいように」に改める。

別表中

「

取扱区分		単位	手数料
特定家庭用機器廃棄物以外のごみ	市長が定める事業活動に伴い生ずる多量のごみ	10 キログラムにつき（端数が生ずる場合は、10 キログラムとみなす。）	50 円

を

」

取扱区分			単位	手数料
特定家庭用機器廃棄物以外のごみ	市長が定める事業活動に伴い生ずる多量のごみ	燃えるごみを指定袋により排出する場合	容量 70 リットルの指定袋 1 袋につき	70 円
			容量 45 リットルの指定袋 1 袋につき	45 円
			容量 30 リットルの指定袋 1 袋につき	30 円
	市長が定める事業活動に伴い生ずる多量のごみ	ガラスびん、缶、ペットボトル、プラスチック製の容器及び包装並びに有害ごみを指定袋により排出する場合	容量 70 リットルの指定袋 1 袋につき	55 円
			容量 45 リットルの指定袋 1 袋につき	35 円
			容量 30 リットルの指定袋 1 袋につき	25 円
			指定袋によらない場合	10 キログラムにつき（端数が生ずる場合は、10 キログラムとみなす。）

改め、同表備考中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 有害ごみとは、乾電池、蛍光灯その他市長が指定するものをいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定による手数料（指定袋により排出する場合のものに限る。）の徴収その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

生駒市病院事業推進委員会委員の任命について

生駒市病院事業推進委員会の委員に下記の者を任命したいから、生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号）第17条第4項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 京都府木津川市●●●●●●●●●●●●

氏 名 藤 田 隆 文

生年月日 昭和●●年●月●●日

平成23年6月9日提出

生駒市長 山 下 真